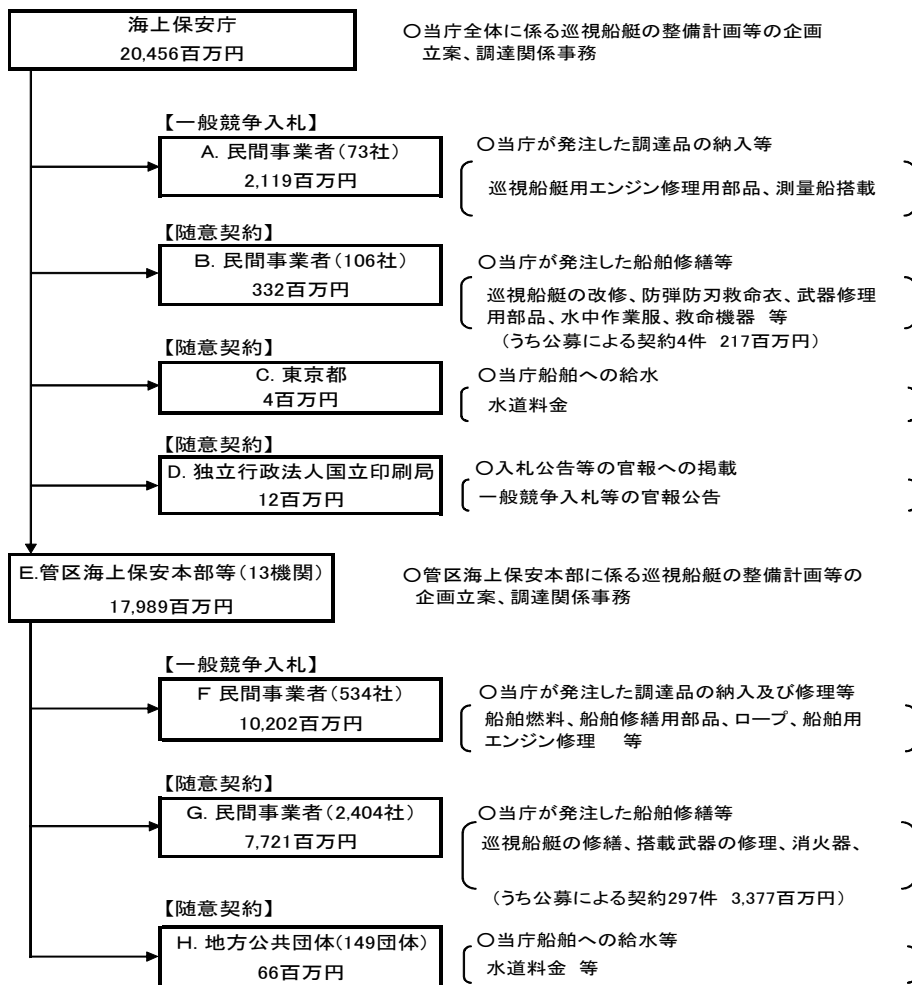


行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	巡視船艇等の運航に関する経費	事業開始年度	昭和23年度	作成責任者		
担当部局庁	海上保安庁装備技術部	担当課室	船舶課	課長 浅野 富夫		
会計区分	一般会計	上位政策	安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 (船舶交通の安全と海上の治安確保)			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第27号	関係する計 画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。</p> <p>これら質的・量的に拡大している業務を的確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やよし活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>					
実施状況	<p>●年度別整備事業費</p> <p>【19年度】(当初予算)18,893百万円・(補正予算)1,696百万円 (主要整備事項)巡視船艇等の燃料供給(重油6.5万KL、軽油6.2万KL)、船艇法定検査207件等</p> <p>【20年度】(当初予算)19,850百万円・(補正予算)2,745百万円 (主要整備事項)巡視船艇等の燃料供給(重油5.6万KL、軽油6万KL)、船艇法定検査191件等</p> <p>【21年度】(当初予算)20,836百万円・(補正予算)△354百万円 (主要整備事項)巡視船艇等の燃料供給(重油5.3万KL、軽油7.1万KL)、船艇法定検査134件等</p>					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	20,589	22,595	20,482	22,634	21,892
	執行額	20,589	22,593	20,456		
	執行率	100.0%	100.0%	99.9%		
	総事業費(執行ベース)	-	-	-		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先は、契約相手である燃料販売、物品販売、造船・エンジン・武器等の修繕メーカーなどの民間事業者等であり、その用途についても当該契約の履行に必要な経費として把握しており、また契約の履行内容は検査等により確認を行っている。				
	見直しの余地	<p>本経費については、例えば修繕に関し、老朽化対策工事を緊急性の高いものに限定したり、乗員や陸上職員による日常点検等の実施体制を確立することにより法定検査間隔を延伸するなど、その節減を図っているところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続き節減に努めていく。</p> <p>調達については、極力会計法等に基づく一般競争入札や公募によっているところであり、今後とも一層の競争性の確保等に取り組んでいく。</p> <p>(20年以上経過した事務事業の廃止を前提とする検証) 海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、テロ対策、海洋権益の保全といった業務を的確に遂行するためには、巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要であることから、事業として継続していく必要がある。 事業の実施に当たっては、調達方法の最適化を図り、コスト縮減に努めていく。</p>				
予算監視の所見率	【現状維持】 引き続き、適切に業務を遂行するとともに、調達方法の最適化を図りコスト縮減に努める。					
補記	<p>【予算科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・015 船舶交通安全及海上治安対策費 ・10-95 船舶交通安全及び治安対策に必要な経費 (21年度予算額) (21年度決算見込額) ・95014-2123-09-3630 航空機及船舶運航費 20,482百万円 20,456百万円 					

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて
補足する)
(単位:百万円)



【随意契約】

巡視船艇の修繕等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

また、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 巡視船艇の性能、構造、強度等の情報
- 武器の性能、機能、保管場所等の情報
- 監視装置の性能や機能等の情報

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合において、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条

この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成20・21年度の金額)

- 一般物品又は特定役務
1,700万円以上(14,000万円以上の場合は総合評価方式)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出さ
 れている者について記載
 する。使途と費目の
 双方で実情が分かるよ
 うに記載)

A.新潟原動機(株)			E.第三管区海上保安本部		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	船舶用主機関等購入	827	役務費	巡視船定期検査修理等	1,408
			燃料費	巡視船艇用燃料	859
			物品購入費	船舶用主機関交換部品等購入	654
			その他	その他経費	418
計		827	計		3,339
B.ユニバーサル造船(株)			F.(株)サノヤス. ヒシノ明昌		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	ヘリコプター1機搭載型巡視船改修	182	物品購入費	船舶用主機関交換部品購入	493
			役務費	船舶用主機関修理	74
計		182	計		567
C.東京都			G.(株)アイ・エイチ・アイマリンユナイテッド		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
水道料	船艇で使用する水道料	4	役務費	巡視船定期検査修理	423
計		4	計		423
D.(独)国立印刷局			H.横浜市		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
官報掲載料	入札公告等掲載料	12	水道料	船艇で使用する水道料	6
計		12	計		6

【別紙】

※支出額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し、表示している。

A. 民間事業者(73社) 2,119百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	新潟原動機株式会社	827
2	極東貿易株式会社	125
3	サマユー株式会社	122
4	山甚物産株式会社	83
5	三洋商事株式会社	76
6	加賀ソルネット株式会社	64
7	株式会社ニシエフ	58
8	応用地質株式会社	58
9	東北ドック鉄工株式会社	43
10	内海造船株式会社	43

F. 民間事業者(534社) 10,202百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	株式会社サノヤス. ヒシノ明昌	567
2	株式会社りゅうせき	538
3	丸紅エネルギー株式会社	246
4	林兼石油株式会社	222
5	株式会社野田商会	216
6	中川物産株式会社	201
7	岩崎産業株式会社	196
8	京都府漁業協同組合連合会	172
9	有限会社ユカ	171
10	三菱ふそうトラック・バス株式会社	165

B. 民間事業者(106社) 332百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	ユニバーサル造船株式会社	182
2	株式会社善衛商事	27
3	日本工機株式会社	20
4	ユニバーサル造船株式会社	13
5	イオンインターナショナル株式会社	8
6	三洋商事株式会社	6
7	オリエンタルマリンサービス株式会社	4
8	ノースガラス株式会社	3
9	横浜船用品株式会社	3
10	トーエイ株式会社	3

G. 民間事業者(2,404社) 7,721百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	株式会社アイ・エイチ・アイマリンユナイテッド	423
2	サンセイ株式会社	357
3	株式会社サノヤス. ヒシノ明昌	354
4	函館どつく株式会社	267
5	東北ドック鉄工株式会社	244
6	鹿児島ドック鉄工株式会社	223
7	内海造船株式会社	216
8	函東工業株式会社	182
9	住重特機サービス株式会社	175
10	株式会社新笠戸ドック	166

E. 管区海上保安本部等(13機関) 17,989百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	第三管区海上保安本部	3,339
2	第七管区海上保安本部	2,576
3	第五管区海上保安本部	1,853
4	第十管区海上保安本部	1,778
5	第一管区海上保安本部	1,581
6	第十一管区海上保安本部	1,371
7	第八管区海上保安本部	1,224
8	第二管区海上保安本部	1,200
9	第六管区海上保安本部	1,087
10	第九管区海上保安本部	968

H. 地方公共団体(149団体) 66百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	横浜市	6
2	福岡市	4
3	釧路市	3
4	塩釜市	3
5	新潟県	2
6	那覇市	2
7	稚内市	2
8	石垣市	2
9	沖縄県	2
10	函館市	2